

2) 学生割引について

①定期券

電車・バス等の通学定期券は「学生証」及び「通学定期券乗車購入証明書」（又は通学証明書）の提示により割引購入できます。必要な学生は各所属事務室で申請してください。

- ・「通学定期券乗車購入証明書」（又は通学証明書）は最短区間を記入しなければなりません。
- ・現住所の変更があった場合には直ちに「住所変更届」の提出とともに「通学定期券乗車購入証明書」の住所欄（変更）に記入し、各所属事務室の訂正印を受けてください。
- ・通学証明書の有効期間は、バスは7日間、JR・私鉄は1ヶ月（各発行日を含む）です。

②学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）

学割制度は、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として、JR各社の営業キロで100kmを超える区間を乗車する際に運賃が割引になる制度です。

交付を希望するときは、**証明書自動発行機**により手続きをしてください。（手続きには学生証が必要となります。）

利用上の注意

- ・JR各社の片道乗車距離が100kmを超える場合、割引普通乗車券を購入できます。
- ・使用の際には「学生証」を必ず携帯しなければなりません。
- ・有効期限の超過したものや、他人名義の使用など、不正行為のないように正しく使用してください。このような行為が発見されると、追徴金として普通料金の3倍が徴収され、場合によっては大学全体に学割発行停止処分が行われるので、絶対このようなことが起こらないように注意してください。
- ・1回の申し込みにつき2枚まで発行可能
- ・有効期限は交付日から3ヶ月、卒業年度は3月31日までとなります。
- ・発行枚数は原則として1人10枚までとしています。ただし、それ以上必要な場合は各所属事務室窓口にご相談ください。